

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年2月1日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成23年2月15日から同年3月7日まで縦覧に供する。

平成23年2月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

市 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
東かがわ市	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）馬篠地区	東かがわ市事業部経済課
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川田池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）友国池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）伊座地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）原間地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西村下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）庵の堀地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西村上地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）遠田池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）湊川地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）与田山地区	〃